

技術  
移任  
に  
関  
可  
る  
問  
答  
集

昭  
36  
9  
月

D-27

技術移任に  
関する  
問答集  
昭和36年9月

NCA  
000  
23.4  
EA  
BRARY

暫定版

II-8  
✓

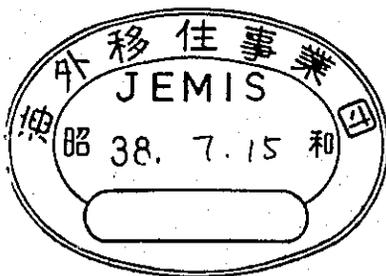
# 技術移住に関する問答集

JICA LIBRARY



1092323(3)

22658



昭和36年9月

財団法人 日本海外協会連合会



団
000
23
K14

# 目 次

	頁
一 般 -----	1
1. ブラジルは本当に技術者を歓迎しているか -----	1
2. ブラジルは日本からのみ技術者を呼んでいるのか -----	1
3. 日本人技術者をブラジル人技術者と同様に扱うか -----	1
4. 査証の場合 Engenheiroで Tecnico ないし mecanico の査証しかとれない場合どんな待遇になるか -----	2
5. 技術移住者で Engenheiroの資格取得ができるか -----	2
6. 外国人技術（能）者を一般的にどう扱うか -----	3
7. 工具を持つて行つた場合に関税はどの位かけられるか ----	4
8. 外国製工作機械および作業工具はどういう割合で使われている か -----	4
9. 工具は持つて行つた方がよいか、特に日本製のものが歓迎され るのは何か -----	4
10. 国籍の取得方法 -----	5
会 社 -----	5
11. ブラジルの大中小企業の区分基準は -----	5
12. 日本より進出企業にはどんなものがあるか -----	6
13. ブラジルの工業地帯 -----	7
14. ブラジルの会社の種類とその特長 -----	7

労働	-----	8
15.	伯国労働組合の状況	8
16.	苦情処理機関の有無及びその運営方法	8
医療・保険	-----	8
17.	サンパウロの病院とその特長について	8
18.	伯国には現在どんな社会保障制度があるか	9
19.	健康保険はどんな具合に実施されているか	9
20.	失業保険は何等かの形で貰うことはできないか 又現在の「失保」で就職地迄の旅費を支給できることとなつ ているが如何	10
技能	-----	10
21.	技師とは	10
22.	現地での技能訓練機関の現況	10
23.	現地技術者（技能工）の技術程度とわが国2級技術者との比 較	11
24.	日本での免状が（例えば2級旋盤工）ある者に対する現地工 場側の取扱い	12
職種	-----	12
25.	募集職種の技術者でなければ移住できないか	12
26.	管理職または事務系の者でもよいか	12
27.	工業高校、工科系大学又は訓練所での学習期間は経験年数に	

	算定されるか	1.2
28.	女でも技術移住できるか	1.3
29.	日本における職種の作業内容とブラジルのそれと一致するか	1.3
		1.3
待	遇	1.3
30.	時間給の場合の1ヶ月の給与の計算	1.3
31.	日本の給与に該当するものがあるか	1.4
32.	退職金はどんなになつているか	1.4
33.	1年勤務しただけでも賠償金(退職金)の対象になるか	1.5
34.	休暇はどうなつているか	1.5
35.	恒久従業員とは	1.6
生	活	1.7
36.	渡航時の給与でどの程度の生活ができるか	1.7
37.	サンパウロの中流生活とはどの程度か	1.8
38.	サンパウロにおける住宅借入の諸条件	1.9
39.	ブラジルはインフレと聞くが、インフレに対して給与はどのようになつているか	2.0
40.	サンパウロの交通事情と交通費	2.0
41.	娯楽教養費の内訳と生活費中に占める率	2.1
教育	言語	2.1
42.	言葉は知らなくとも務まるか	2.1

43. 語学を勉強しなければならないが、次の点について----	2.1
(1) 会社の近くに適切な学校があるか -----	2.1
(2) 学校に行く暇があるか -----	2.1
(3) 経費はいくらかかるか -----	2.1
(4) 現地に到着して何ヵ月で日常会話ができるか -----	2.1
(5) 新聞が読めるようになるには何ヵ月かかるか -----	2.2
(6) ラジオがわかるようになるには何ヵ月か -----	2.2
(7) 買物に不便を感じなくなるには -----	2.2
44. 子供の教育はどうなっているか -----	2.2
45. ブラジルの教育制度 -----	2.2
 将来性 -----	 2.3
46. 技術移住者の将来について -----	2.3
47. 技術者の独立可能分野 -----	2.4

## 一 般

### 1. ブラジルは本当に技術者を歓迎しているか

(答) 工業化を推進している伯国は確かに工業的伝統を有しておらず、技術者の不足に悩んでいる。最近政府当局は国内工業の発展による経済振興の手段として技術移住を重点的に考慮している。ただ問題は、受入国としてのブラジルにとり、ヨーロッパ労働市場の拡大、通貨の下落等がわざわざして同国が必要とする技術者の導入に制約を受けていることである。兎に角同国は有益な外国人技術移住者を手厚く保護し、これを完全に同化せしめようとする意向がうかがわれる。

### 2. ブラジルは日本からのみ技術者を呼んでいるのか

(答) 伯国が欧州人優先の原則のもとにその優待、歓迎に努めているが欧州移住者（技術者を含む）の数は案外少ない。これは矢張り前述のとおり欧州の労働市場が活況を呈しているため移住を希望する者が少ないことが最大の理由となっている。このため伯国はオランダ・イタリア等との間に移住協定を結び計画移住の（技術移住を含む）増加・促進を期待している一方、欧州政府間移住委員会（CIME）を利用し技術移民の導入を図っている。

### 3. 日本人技術者をブラジル人技術者と同様に扱うか

(答) アトラス・トレード等現在まで求人を申出ている諸会社はいずれも同等に扱うことを確約しているので、日本人技術者に対する差別は今後もないものと思われる。しかし一般的に言つて現地に移住して現地会社に雇用されている日本人技術者の例をみると言葉の関係等もあり、多少ハンディキャップがあるようだが、優秀な特殊技術

者(テレビ・ラジオ・トランジスタ)で資格ある場合は現地技術者より高給、高地位を得ている例もある。

4. 査証の場合 Engenheiro で Tecnico ないし mecanico の査証しかとれない場合どんな待遇になるか

(答) Engenheiro としての査証が得られなくとも日本の大学卒業証書(ブラジルの engenheiro は大学卒業者に限る)、成績証明書等資格を証明するものがあれば engenheiro としての仕事や給料が与えられる。

欧州系技術者の例によれば Engenheiro の資格がないまま Engenheiro ないしそれより多少低い待遇を受けており、また自己の責任において仕事を行ない、公文書に署名しなければならない場合でも、資格あるブラジル人技術者の名義を借りて一定歩合を支払うことで解決している場合が極めて多いようである。

5. 技術移住者で Engenheiro の資格取得ができるか

(答) (1) 原則として大学卒でなければ資格を取れないが、日本の大学卒で検定試験に合格すれば、伯国の大学2年(4年制)へ入学できる。また高校卒業資格取得後、大学で一定課目(ポ語・地歴)の試験を受け、合格後工業建築審議会に登録し、営業許可を得ることになっている。しかし言葉の問題があり非常な努力を要する。

(2) 例外的方法として

(1) 契約技術者

3カ年を限度として外国上級学校を卒業した Engenheiro に対して、工業建築地方審議会が書類審査によつて登録及び営業許可を与える。またこの期間の更新も許可する筈になつてい

る。しかしこの場合、資格ある技術者と共に仕事することが条件となっており、ブラジル大学卒の資格ある Engenheiro と全く同等の職権（文書に署名し、責任者となる）が得られるわけである。

(ロ) 帰化後の資格技術者

帰化外国人で工業建築審議会の認める学校を卒業し、しかもブラジルの大学と同様過程を通過したものであれば書類審査によつてブラジル大学卒と同職権を与える営業許可証が付与される。しかしこの方法はこれまで日本人技術者が通過した経験がないので、日本人技術者にどの程度まで許可するか明らかでない。（日本人技術者で通過した経験のないのはこの方法を知らなかつたためと思われ、外国人技術者の例はしばしばある）

6. 外国人技術（能）者を一般的にどう扱うか

(答) ブラジル人外国人の如何を問わず、Engenheiro 以外は一切資格というものはなく、mecanico, Tecnico といつても特に資格があるわけでない。従つて一般労働者は労働手帳を取得しなければ就職できない仕組みになつており、このほかに国籍等による差別待遇等は存在しない。

伯國では同一職場で同一の仕事に従事する者は年齢、男女の区別なく同一賃銀であることが原則となつてゐる。これによると能力差とか、経験の差による給与の区別ができず、昇進させる場合にも特別の職名を付けなければならないという面倒が起きてくる。この様に昇進が困難視される実状では、熟練者の中には転職する者も多く出ている。即ち熟練工が不足しているため、他社からの引抜きが激し

く、自信のある者は他社へ売込んで高い給料の所へ移動する傾向が顕著である。

従つて日本人技術（能）者がある技術が優秀で、言葉が自由でさえあれば、昇進の途は開かれ、延いては独立の可能性も出て来るわけで、この点ブラジルは好個の労働市場と言うことができる。

7. 工具を持つて行つた場合に関税はどの位かけられるか

(答) 現行関税法第6章携帯品第17条で「旅客が申告した携帯品は数量から判断して商業目的を有しないと認められる場合であつて、かつ、a)個人用又は職業用の衣服類及び物品で構成されている場合には輸入税を免除するものとする」と規定している。

大統領は最近政府当局に対し、移住者の携行財産に対する輸入税、消費税及び通関手数料の免除を認める法案を国会に提出するよう指令しているので、早晩解決されるものと思われる。なお日本の進出企業の話によれば、現地調達のできないものは事実上無税となつている由である。

8. 外国製工作機械および作業工具はどういう割合で使われているか

(答) 旋盤（普通旋盤およびターレット旋盤）、モーターなどは国産で自給しているが、その他の工作機械および附属器具は、アメリカ、イギリス、イタリア、スウェーデン、西ドイツなどの各国から輸入している。日本、チェコ、スペイン、ユーゴなどは価格安の立場を利用して入つているが少量である。

ブラジルでは一般に外国品崇拜の傾向がある。

9. 工具は持つて行つた方がよいか、特に日本製のものが歓迎されるのは何か

(答) 工具類は自分で使っていたものはなるべく持って行つた方がよい。とくに木工関係の作業用具で(例えば鋸などは日本とは反対に目が立ててある。)は慣習上の違いから相当期間たないと使いこなせないものがあるから、特に吟味し、相談して持つて行かれるようにした方がよい。日本製のもので特に評判のよいものはみあたらないが、平均してよい定評をもっている。

#### 10. 国籍の取得方法

(答) (1) 出生による国籍取得

ブラジル領域内(移民船がブラジル水域に入っている場合も含む)で出生した者はすべて15日以内に管轄役場に届出ることにより取得できる。

(2) 帰化

5年以上居住した外国人は帰化を申請する資格を有す。

在留邦人中にも帰化し市民権を獲得した者もいるが、実際問題として純然たるブラジル人に比べて種々の制限をうけているようである。

なおこのほか永住権は短期入国者でも申請することができる。利点として強いて挙げるとすれば、所謂「3分の2法」の恩恵を受ける点である。

## 会 社

#### 1.1. ブラジルの大中小企業の区分基準は

(答) 何を基準として大中小に区分するか一概には言い得ない。

ただ日本のように資本金を基準として大中小をきめることは正確な評価とは言い得ない。むしろ従業員、生産量、生産品を基準として

考えた方がその会社の内容をより正しく評価できる。

12. 日本よりの進出企業にはどんなものがあるか

(答) 58年3月現在17件662万2,000ドルに達しているが、その主要なものは次のとおり。

(1) 製鉄業

ウジミナス製鉄

わが国の鉄鋼、機械メーカーが共同出資した日本ウジミナスがブラジル側と6対4の比率で出資した製鉄会社で、資本金は現在320万コント、製鉄所はミナス・ジェライス州イパチンガにあり、目下工場建設中で、才1高炉は62年3月頃完成の予定。鋼塊50万トン进行才1次計画の目標としている。

(2) 造船工業

石川島播磨重工

資本金105万コントでリオ市に造船所を設立、すでに才1船を建造した。

(3) 機械工業

(イ) 豊和工業

資本金17万8,000コントの現地法人をサンパウロ市に設立工場を同州モジ・ダス・クルーセス市に有し、紡織機及び同部品を製造している。

(ロ) トヨタ自動車

資本金17万5,000コントで現地法人をサンパウロ市に設立ランドクルーザーを製造している。

(ハ) ヤンマー・デイゼル

資本金39万コントで現地法人をサンパウロに設立、ディーゼル・エンジンの製造、輸入、販売、修理を行つている。

(4) 紡績業

東洋紡

資本金17万3,000コントの持株会社を通じて資本金4万コントの綿紡績会社をサンパウロ市に有し、綿糸及び綿布を製造しているが、近く新工場をサンパウロ市郊外に建設する予定である。

13. ブラジルの工業地帯

(答) (1) 中東地区

伯国工業生産額の80%を占め、サンパウロ市、リオ・デ・ジャネイロ市がその中心となつている。外国企業の進出もこの地区が最も多く、わが国の企業進出並びに日系ブラジル企業も特にサンパウロ地区に集中している。

(2) 南東地区

パラナ州クリチバ、リオ・グランデ・ド・スール州のポルトアレグレ等に工業が起りつつある。

(3) 北東地区

ブラジリア遷都に伴い奥地開発が進出につれ、レンフエ、ベレン等の地域が新興工業地帯として注目されつつある。

14. ブラジルの会社の種類とその特長

(答) 有限会社、合資会社、株式会社(法定最低資本金500コント)有限会社(最低資本額10コント)、などがあり、株式会社と有限会社が最も一般的で、中小企業としては有限会社が普通である。

会社の出資者または経営者については国籍上の制限はなく、ただ会社の役員となるにはブラジル居住者であることが要求される。

## 労 働

### 15. 伯国労働組合の状況

(答) 伯国の労働運動を日本の尺度でもって考えることは大きな誤りである。企業組合(シンジケート)なるものはあるが、職員組合的性格を有し、決して労使間の斗争手段としてのものでない。むしろ最近では労使組合が一般化されつつある。最近インフレーションが急激に進行しているため毎年賃上げ斗争手段としてのストが発生しているが、純然たる経済的性格のもので政治的色彩を帯びるものでない。

### 16. 苦情処理機関の有無及びその運営方法

(答) 労働裁判所があり、これは高等労働裁判所、地方労働裁判所及び調停裁判部より成っている。

#### 高等労働裁判所

連邦区に所在し、地方労働裁判所の控訴審を取扱う。

#### 地方労働裁判所

全国8地域に区分され、労働者の提訴に基く裁定を行う。

#### 調停裁判部

永久従業員の提訴、報酬、休暇等に関する裁定を行う。

## 医 療 ・ 保 険

### 17. サンパウロの病院とその特長について

(答) 病院は大体欧米式で、サンパウロ市には有名なサンタ・カーザをはじめいくつかのカトリック慈善病院がある。これらの慈善病院は外来も入院も無料だが、有料入院はオープンシステムになつていて開業医に解放されている。このシステムでは手術室使用料、使用薬は別に病院に支払うことになつている。胃の全剝手術に例をとつてみるに、手術料1.5コント、麻酔1.5コント、薬品1コントのほか、入院料は薬価を入れて安いところで1日0.5~1コントとみておかなければならない。

なお、同じ外科といつても専門が細分されており、名の通つた医者がよくはやつている。

#### 18. 個国には現在どんな社会保障制度があるか

(答) 産業別に恩給金庫があり、工業関係は工業従業員恩給金庫(I A P I)に加入することになつている。この種保険制度は1923年より実施され、適用範囲は養老年金(労働期間の割合に応じて退職後支給される一種の恩給)、疾病保険、遺族への恩給年金、医療援助、出生費援助及び葬儀費援助等に及んでいる。疾病等で長期欠勤した場合でも平均本俸の60~90%が12か月間以上掛金を納付したものには支給される。加入者の掛金は毎月給料の8%、但し実際の運営は余り機能的でなくフルに利用し得るかについては多分の疑念もたれる。

#### 19. 健康保険はどんな具合に実施されているか

(答) あることはあるが、専属病院が僅かあるだけで実際には設備が不足しているため利用しにくく開業医には関係ない。

なお産業社会事業団(S E S I)という機関があつて、健康診断、

治療、出生、育児、栄養等の援助を行つている。

20. 失業保険を何等かの形で貰うことはできないか、又現在の「失保」で就職地迄の旅費を支給できることとなつているが如何

(答) 失業保険の支給は受給資格者が国内にて就職を希望する場合を対象としたもので、国内で就職の意志なく又海外就職決定による退職の場合は支給されないし、旅費もその職安が国内他の地区に就職を斡旋した場合に支給する立前になつている、従つて国外の場合の旅費は支給されない。

但し就職支度金として30日分~50日分の支給を受けられる場合があるので(昭和35年5月28日付失保発芽57号で労働省職業安定局失業保険課長より都道府県失業保険主管部長宛日本国外において就職する場合の就職支度金の支給について参照)受給資格者は一応離職と同時に所轄職安に就職斡旋依頼の手続を取り後国外就職決定による就職支度金交付申請を行うよう指導するとともに、この事については各地協とも県失業保険主管課と協議打合わせされたい。

## 技 能

21. 技師とは

(答) Engenheiro は日本で一般にいう技師とは若干異なり、大学卒業者に限りこの称号が与えられるもので、このengenheiroの資格が重視される理由の一つは公文書にengenheiroの署名を必要とされるためである。

22. 現地での技能訓練機関の現況

(答) SENAI (Serviço Nacional Aprendizagem Industrial)

は全産業労働者の福利を図るため全国の工場経営者より収益税の1%を義務的に拠出させることによつて経営される機関。会社は割当人員の訓練生を同所に送りこんで訓練、教育を施している。その訓練所はサンパウロ州内だけでも6ヶ所ほどある。年齢及び教授内容によつて次の3つのコースに分れる。

(イ) 基礎コース(昼間)

12才9ヵ月～13才6ヵ月までの者に基礎訓練を施す。修業期間1ヵ年

(ロ) 工具養成コース(昼間)

14才～17才6ヵ月までの者に職業補導を行うもの、修業期間は職種によつて異なるも大体4ヵ月～6ヵ月

(ハ) 夜間コース

速成科と専修科に分れ、専門技術の向上を目指す雇用労働者(見習工)を対象とする。修業期間は5ヵ月～10ヵ月。7時半～10時(週3～4回)

なお、このほか事業内訓練所を有する会社を有しており、所によつては自営の学校を有している会社もある。また官立の職業学校が全国的にあり、Tecnico、mecnico と呼ばれる者はこの卒業者を指す。

23. 現地技術者(技能工)の技術程度とわが国2級技術者との比較

(答) わが国2級技能士試験を基準として合格程度をAとし、以下B、Cの3クラスに分類すると大体次のようになる。

日本	ブラジル
A	非常に少ない



24. 日本での免状が（例えば2級旋盤工）ある者に対する現地工場側の取扱い

（答） 資格としては認められないが、日本国で認定された優秀な技能士としての対遇を受ける。

## 職 種

25. 募集職種の技術者でなければ移住できないか

（答） 募集は現実の求人に基づいて行われるものであるから試験合格の場合は直に渡航就職が可能である。但し募集職種外の移住希望は各地協で受付けている予備登録に登録して置けば新規求人があつた場合本人の希望職種があれば直ちに選考に加えるよう取計う。また予備登録職種の求人開拓を現地支部に行わしめて、選考選出できるよう斡旋する。

26. 管理職又は事務系の者でもよいか

（答） 高度の例えば大学出の技師長、工場長等の管理職は絶無とは云えないかも知れないが、語学、資格の点で無理と考えられる。事務系の者は特に語学練達のない限りその就職は困難である。（但し日系企業で本社採用派遣は別）

27. 工業高校、工科系大学又は訓練所での学習期間は経験年数に算定されるか

（答） 学習期間は一応経験年数に算定（実習時間の長短及内容等を考慮

に入れるので学習期間全部ではない)するが、これは卒業後1年程度の実務経験がある場合のことで、卒業と同時にと云うことは近い将来訓練機関が設置されれば別であるが現在の段階では無理である。但し特殊な専門技能訓練を目的とした訓練機関を出た者はこの限りでない。

28. 女でも技術移住出来るか

(答) 現在迄の求人は男子と指定して来ており、今後も同様と思われるが、指名呼寄せの形で女子が単独移住した例はある。

但し特殊技能を有する女子希望者の場合現地であつせんすれば望がないこともない。

29. 日本における職種の作業内容とブラジルのそれと一致するか。

(答) 現在迄に求人のあつた事例より見れば伯国の場合、作業内容と職種は必ずしも一致していないし、日本での職種分類と異つている点が多いので日本の職種分類を作業内容と共に現地に送り成るべく一致するようにしている。

## 待 遇

30. 時間給の場合の1ヵ月の給与の計算方法は?

(答) 時間給で週5日制4・8時間の場合其週の中で1日休めばその日の8時間分と日曜日の8時間分計1・6時間分が差し引かれる。

普通労働時間は1日8時間と規定しているが、1日2時間を超えないものは団体協約で取極め、監督官庁の許可を得て延長することができる。この場合他の日の償却の為の延長に対しては割増金を払わなくてもよいと云う規定があるので、土曜日を有給休暇(週5日制)

の場合48時間以内のものであれば割増金はつかない。

3.1. 日本の賞与に該当するものがあるか

(答) 賞与は日本的な(年収の中に予定し半ば権利として要求しているような)ものでなく給料の外に恩恵的に雇主が出すものと労資双方で解している。それでも一般的には年1回クリスマス頃支給されているが、その額はまちまちで規準はない。

3.2. 退職金はどんなになつているか

(答) ブラジルには退職金と云う制度はないが、正当の理由なく雇主が契約を廃棄した場合、1年を1ヶ月の割でその会社で受けている最高給料の計算で損害賠償を受ける権利を与えている。

また使用人は次のような場合契約を解除して正当の賠償を請求し得ると見なす。

- (1) 法律によつて禁止され又は善良の慣習に反し若くは契約に反しその力以上の仕事を要求されたとき
- (2) 雇主又は上長の者より過酷な待遇をされたとき
- (3) 明らかに危険の生ずるとき
- (4) 雇主が契約の義務を果さぬとき
- (5) 雇主又はその代理人が使用人又はその家族の名誉名声を侵害する行為をなせるとき
- (6) 雇主又はその代理人が使用人の身体に危害を加えたとき。但し正当防衛の場合は別
- (7) 雇主がその給料に著しい影響を与えるべき仕事を減少せしめたとき

以上で解るように自分の都合で罷めるか、或は雇主側の正当な理由

(恒久従業員の項に述べた同法第482条)でない限り1年に対し1カ月の割で賠償金が貰えることとなっている。中には退職金制度を作つて自分の都合で退職する者にも支払っている会社とあるが、これは雇主側の恩恵的なもので一般的なものではない。

例 1年7ヶ月勤務した者が正常な理由なく解雇された場合の賠償金は、

- (イ) 2カ月の給料に相当する不当解雇賠償金
  - (ロ) 1カ月分の解雇予告手当
  - (ハ) 若しそれ迄に休暇を取つていなければ休暇手当
- 以上を払つて貰う権利がある。

33. 1年勤務しただけでも賠償金(退職金)の対象になるか

(答) 労働法の中で「契約の才1年度は試験期間として何事の賠償を請求することを得ず」と規定しているので1年迄の者は対象とはならない。

34. 休暇はどうかっているか

(答) 法律で定めている有給休暇は日曜及び祝祭日の外次のようになっている。

(1) すべての労働者は報酬に関係なく休暇を取る権利がある、この権利は労働契約後12ヶ月を過ぎてから生ずる。と規定し休暇の日数は

- (イ) 12ヶ月間に6日以上欠勤がない場合  
公休日を除いて 20日間
- (ロ) 12ヶ月間に250日以上働いた場合  
全 15日間

(イ) 12ヶ月間に200日以上就業した場合

全 11日間

(ロ) 12ヶ月間に150日乃至200日間就働の場合

全 7日間

以上の外に死亡休暇、家族の病気、出産、結婚等の特別休暇を団体協約の中で規定している。

なお休暇中の日曜、祭日は休暇日数に加えない。

### 55. 恒久従業員とは

(答) 法は使用人が雇主の指図の下にあつた期間と規定しているので、1年契約等の連続や期間に定めのない場合を問わず要は同一会社に10年間勤務した者は法律の定めるところによつて恒久従業員と云う権利を得る。恒久従業員は次に述べる重大過失や不可抗力の事情以外解職されることはない。

◎契約廃棄の雇主側の正当な理由は次の通りである

- (イ) 使用人の正当ならざる行為
- (ロ) 乱行又は不品行
- (ハ) 雇主の許可なく自己又は他人の計算にて慣習的に取引すること並びに就働せる西社と対抗する行為を行うこと
- (ニ) 使用人が刑法上の罪の宣告を受け且つ刑の執行の停止せざるとき
- (ホ) 職務執行の怠慢
- (ヘ) 慣習的に又は就業中に泥酔すること
- (ヘ) 会社の秘密の侵害
- (ト) 不柔順又は不規則の行為

(ウ) 仕事中に他の者の名誉を毀損する行為又は身体に危害を加うること

(マ) 賭博の常習

とあり、これは何れも労働裁判所へその立証審査手続を申請して判事の判決で認められた上でないと解職できない。

もし雇主がその従業員の復職を好まないときは労働裁判所に倍額の賠償金を払って解雇の申請をすることができる。

又恒久従業員の資格取得を妨害する為に解雇する場合は2倍の賠償金を規定しているので10年を避けるため、その前に解雇する場合慣例的には8年以上であればこれによつて倍額の賠償を得ることになる。

## 主 活

36. 渡航時の給与(時間給70 cr\$の場合)でどの程度の生活ができるか

(答) 例1. 単身渡航の場合

a 収入は70 cr\$ × 8時間 × 30日として少なくとも月給換算で16,800 cr\$ となり、現在のブラジル工業労務者最低賃銀9,440 cr\$ の8割増である。

b 給与生活者は給与により生活を維持するが本人の考え如何んで生活費は相当ひらきをみせる。

c 中流生活を目標とするものは、大体次の大枠を守つて生活すれば計画的に若干の預金ができる。

下宿代2食付                      7,000 cr\$                      7,000

昼食(工場)	$40 \times 25$ 日	=	1,000
社会保険料(普通源泉徴収)			1,200
娯楽教養費			1,700
映画	月2回		200
新聞	1ヵ月1種類		300
週間雑誌	2種類		240
郷里通信航空便	月2回		50
ビールに換算	1日1本		750
その他			160
交通費			
工場勤務往復	$30 \times 25$		930
娯楽のための往復	$30 \times 6$		
雑費			2,000
予備金			1,970 <sup>cr\$</sup>
			(約2,800円残)

例2. 家族3人の場合

住宅借上料 5,000 ~ 7,000 cr\$

衣食費 5,000 ~ 7,000 cr\$

必要であり出来るだけ安い住宅をさがす必要がある。

中流生活をするには少し無理があるが、ブラジル労働者は最低賃銀 9,440 cr\$ にて生活をしているものもあり、この点本人の計画性如何による。

37. サンパウロの中流生活とはどの程度か

(答) サンパウロ市には奥地に大コーヒー園を所有している耕主連サン

パウロ市に生活の本拠を置く商工業経営主、その他技師、管理職にある上流階級と、一般公務員等の俸給生活を送っている中産階級と日雇人夫その他最低賃銀法でいう最低水準の給与取得者階級並びに下層階級があり、中流生活を維持しているものは俸給生活者以上のもので彼らの生活は初期の段階においては俸給により生活を維持し乍ら月賦で電化器具を購入し、小市民的な生活を享受している。

中流生活程度は日本の俸給に換算した場合30,000円位以上とれば可能でブラジルの中流生活者と日本の中流生活者との差は、生活の様式が異るところから俸給の額で割り出すことは困難である。

(1) 住居は総て洋式であるから机、椅子、ベット等による生活であり、この面より判断すれば日本では上流階級の生活様式であり、ブラジルで日本と同様の和式(室)生活をするのは困難である。

(2) 日本の家はその構造上居間兼客間兼寝室、時には食堂の役割も果たすが、伯国の住宅は寝室、食堂、応接と別かれており、少なくとも寝室は夫婦で1室独占し、子供用の寝室とは区別しており寝室1~2室、食堂応接室、風呂付のアパート又は1軒家に居住しているものを中流生活者と看做される。

(3) 日曜日は休息日として炊事も行わず夕食は家族そろってREST-RANRE でとっている。

(4) その他は日本の俸給生活者と変りない。

### 38. サンパウロにおける住宅借入の諸条件

(答) 住宅借入れは、1年契約と2年契約があつて普通の場合不動産を所有する者の保証が必要で、この保証人には夫婦で署名しなければならない。

契約期限前に移転する場合は3ヶ月分の家賃を罰金として支払うこととなり、期限後も入居したい場合は、更新をする必要がある、当初賃貸借契約締結の際、期限後の家賃についても明記することとなっている。

39. ブラジルはインフレと聞くがインフレに対して給与はどのようになっているか

(答) ブラジルのインフレは、その要因の多くは急速なる工業化のために発生するものとコーヒー等農産物の輸出不振よりきているが、ジャニオ政権は耐乏生活を要求しており、本年4月頃には1米\$280クルゼーロスが現在8月250クルゼーロスに固まり、つよくなつてきている。

労働者の賃銀は現在のところスライドする方式はとらず、工業従業員連盟が種々の統計をとり、それにもとずき経営者側と折衝し、上昇せしめている状況である、昨年度10月には60%の上昇があり中級工員は40%平均upされている。

40. サンパウロの交通事情と交通費

(答) サンパウロ市内の交通機関は、現在地下鉄敷設計画中であるが、市電、市バスが都民の足でランシュ-アワーは日本程でないが混んでいる。併し列をつくり順番を待っているので所要時間は定まり、バスの始発駅では座って行きたいものと立つても行きたいものゝために区別された列がある。

交通費はバスおよび電車1区間(要現地照会) クルゼーロスである。

なお、会社の近所に住宅をみつけ自転車にて通勤する方法も一考で

ある。

#### 4.1. 娯楽教養費の内訳と生活費中に占める率

(答) 娯楽教養費には一般に社交費、映画、ハイキング等の純然たる娯楽費並びに月刊雑誌、新聞購読料並びに子弟教育のための費用を含めるが、生活費の1割5分～2割を充当すれば良いと考える。(住居費、衣料費、食料費、その他)

### 教育・言語

#### 4.2. 言葉は知らなくとも務まるか

(答) 技術を100%発揮するためには言葉を覚えることが最良の方法ではあるが、余り神経質にならず、最初の中は工場内で仕事に必要な最小限の言葉を習得するよう心がけた方がよい。しかし終局的には実力次第でいくらかでも伸びられる、同国で言葉が自由にできるということは最大の武器であることを銘記すべきものと思われる。

#### 4.3. 語学を勉強しなければならないが、次の点について

(1) 会社の附近に適当な学校があるか

(答)

(2) 学校に行く暇があるか

(答)

(3) 経費はいくらかかるか

(答)

(4) 現地に到着して何カ月で日常会話ができるか

(答) 6カ月あつたら意志を先方に推察させる程度の会話是可以する。

半分位伝え得る能力をもつには1年を要し、大体3年位になると

加速度的にスピードがはやまる。

(5) 新聞が読めるようになるには何カ月かかるか

(答) 勉強方法によつて差違があると思う。即ち読書を比較的重んずる人なら1年～2年あつたらニユース欄等の比較的簡単な箇所が読めるようになる。

(6) ラジオがわかるようになるには何カ月かかるか

(答) ラジオのニユースなどは比較的早口なので、これを理解する程度になるには2～3年はかゝるようだ。

(7) 買物に不便を感じなくなるには

(答) これは比較的早い時期に自由に買物ができるようになるもので1カ月位おれば物の名前など簡単に覚えられる。買物と云えば、物の名前と数字を知つていれば出来るとさえ極言されている。

44. 子供の教育はどうなつているか

(答) 子供の負担や将来のことを考えてみると(最近は進学のための競争が激しくなつて来た)普通のブラジル入学校に入学させるのが賢明、なお日本語教育については若干の日本語学校があり、教科書も現地に即したものが日本で作製され現地で販売されている。

45. ブラジルの教育制度

(答) 初等教育

義務教育、修業年限は5カ年、うち3カ年は義務教育となつている。義務教育は無料、私立は有料で高い。

100人以上の事業場では無料で作業員やその家族を初等教育をほどこす義務がある。

中等教育

一般中等教育は2期に分れ、中学校4年、高等学校3年となっている。商・工・農・師範等の実業学校も2期に分れ、初めの4カ年は基礎課程、次の3カ年は文科及び理科に分れ専門課程を修める。

#### 高等教育

総合大学11（うち私立3）、その他の単科大学がある。

## 将来性

### 46. 技術移住者の将来について

(答) 技術移住者は渡航直後より本人の能力、経験を生かして会社にて就労するため生活の保証はあり、伯国の場合は労働法も労働者保護に重点を置き制定されているので生活の心配はない。

農業移住者と比較する場合、農業者はその将来を独立自営農に求めているが技術者の場合独立が絶対の目標ではなく、又その独立の可能性は農業者の独立ほど容易ではない。

技術者の場合の独立は新らしく企業を創立するものであり、独立資金も企業の種類、規模により異なり、農業生産物以上に市場、需要供給問題を考慮せねばならず、特に決定的な要因即ち本人の能力が経営者の手腕才能あるやに成否の鍵がある。

一般的な見方として、その将来は次の形態に分類されると考えられる。

(1) 技術移住を含め移住者の将来は移住国の将来性、その発展に多大の関係があり、技術移住者は移住国の工業水準にその魅力を求めることとなる。

伯国の場合は、中小企業家或は下請企業に進出する機会が多いといわれるが、その原因は日本の工業発達が小企業より大工業へと発展現在に及んでいるに反し、伯国のそれは、外資導入或は諸外国より大企業の進出により工業化されているため健全な工業国として発展のための中小企業が比較的少ないところよりくる。中小企業家として独立しうる可能性或は下請企業を興すことも日本よりはるそのチャンスが多くあり、個人企業として独立する分野も比較的が多い。

- a 本人の能力手腕により企業家として独立する者
- b サラリーマンとして或る程度までは、経験と努力により工場内の地位を高め伯国の中産階級として生活を送り、次代に飛躍することを望み子弟の教育に重点を置く者
- c 数人共同により企業を興す者、この場合技術者は技術と資本を有するものは資本出資という方法があり、戦前移住者の独立形態の多くは、この方法によつてゐる。

#### 47 技術移住者の独立可能分野（比較的容易なもの）

（答） 小資本で出来るもの

業種	仕上工	製鋁工	自動車修理工
	整備工	製缶工	建具工
	鋳物工	錠前工	金具工
	電気工	熔接工	

独立して経営が容易なもの

特殊小型電球、自転車用小型発電ランプ、新趣味の知的玩具、竹細工、日本趣味の家具、人形等

資金と市場関係で将来性のあるもの

各種機械器具の部品，建築材料，特に金具，洋式陶器，工業用薬品及び医薬品，魚網及び魚具，水産物加工，搾油，耐火煉瓦，眼鏡及び写真機レンズ，通信機械，家具木工，特殊ガラス容器，ビニール加工，農器具，金銀登録器の修理，和文タイプの修理，暖冷房装置，鉱石採掘

何れにしても就職後4～5年は辛棒し，伯國の販売市場を研究し，資本家をさがして技術提供の共同事業を始めるのも早道である。

なお個人経営にて商店を開らく場合は本人の経歴より

時計，カメラ等の修理

ラジオの修理組立

テレビの修理組立

自転車の ”

モーターの修理再生

指物大工

石屋，畳製造，京・表具師等として独立することが出来，小資本で可能である。

独立資金は，その業種と規模により相当な開きがあり，絶対必要額の算定も業種により異なる。

独立についての援助は，その企画が優れたものであれば過去の移住者の例より資本の出資家は日本以上にあり，その多くは共同事業として出発している。

移住振興会社でも農業移住者に独立資金を貸すと同じ方法により技術移住者にも貸す規定がある。

企業が軌道にのつた場合は更に振興会社或は伯國の銀行においても  
融資をしてくれる。

